

プール開放事業運営マニュアル

1. 事前の確認

- (1) 施設や機械に異常がないか確認する。
- (2) 排水溝や循環水の取り入れ口などに異常がないか、また安全であるか確認する。
- (3) 目視に頼らず、手で緩み等がないか確認をすることが望ましい。
- (4) 水面および水中にゴミ等がないか確認する。
- (5) 必要な塩素濃度であるか確認する。
 - 遊離残留塩素濃度は、0.4ppm～1.0ppm とする。
(0.4ppm 以上が維持されていれば細菌類の増殖を抑え、ウイルスを含めてプールで感染する可能性のある病原体に対して消毒効果がある)
 - 測定は 1 時間に 1 回以上測定し、特定の場所の採取にならないように行う。
(気温 30℃を超える炎天下では、塩素濃度は 0.1～0.2ppm が 10 分間に消耗します。0.5ppm なら 30 分後には塩素濃度は「0」になってしまうので、炎天下ではこまめに測定すること)
 - 残留塩素の濃度が足りないときは入水を止め、濃度が 0.4ppm 以上になったことを確認した後に入水させること。また、1.0ppm 以上のときも入水を止める。
- (6) 十分な水温であるか確認する。
(学校水泳では 22℃以上としている)
(参考として、気温 + 水温 ≥ 50℃であり気温 - 水温 ≤ 6℃の条件を満たすこと、とする文献もある)

2. 学校との事前協議

- (1) プール開放実施前に、必ず学校と実施についての打ち合わせを行う。
 - (例) 緊急連絡体制、更衣室の使用、塩素の機械の作動等
- (2) ゴーグルや紫外線用水着の着用、ビート板・浮き島等の使用など、原則として学校における児童水泳に準ずる取扱いをする。

3. プールに入る前に

- (1) 名簿等によって、入水者の名前や人数を把握する。
- (2) 健康状態を確認し、場合によっては入水を控えるように指導する。
 - また、途中においても次のような症状のある場合は、休憩や中止をするように指導する。
 - ◇ 唇に紫色等の変色があるとき、顔色が極端に青白いまたは赤いとき、極度

に寒がるとき、問い掛け等への返答の反応が悪いとき、動きが極端に緩慢なとき、など。

- (3) 必ず準備体操を行う（遅れてきた者にも実施すること）。
- (4) プールに入る前、トイレに行った後は、シャワー等によって十分に体を洗浄すること。またプール終了後には、シャワーと洗眼を行うこと。

4. 入水時の注意点

- (1) 入水時は、心臓から遠い順に体に水をかけ、静かに入らせる。
- (2) 飛び込み（足からの飛び込みを含む）は絶対にさせない。
- (3) プールサイドを走らせない。
- (4) すり傷、鼻血等で出血がある場合、完全に止血するまで入水させない。
- (5) 浮島等の遊具の使用については危険のない範囲で許可する。浮島は表面の児童のほか、浮島の下に児童が入り込んでいないか注意する。
- (6) 未就学児の入水については、保護者の入水を条件とする。
- (7) オムツの取れていない幼児は、水遊び用オムツを着用していても、原則として入水は認めない。（子供用のビニールプール等は除く。）
- (8) 時計、ネックレス、イヤリング、ブレスレット、メガネは入水時に必ず外してもらう。
- (9) スイミングキャップ（水泳帽）を必ず着用する（保護者を含む）。
- (10) 刺青(入れ墨)・タトゥーの入っている方は、原則として入場・入水させない（保護者を含む）。

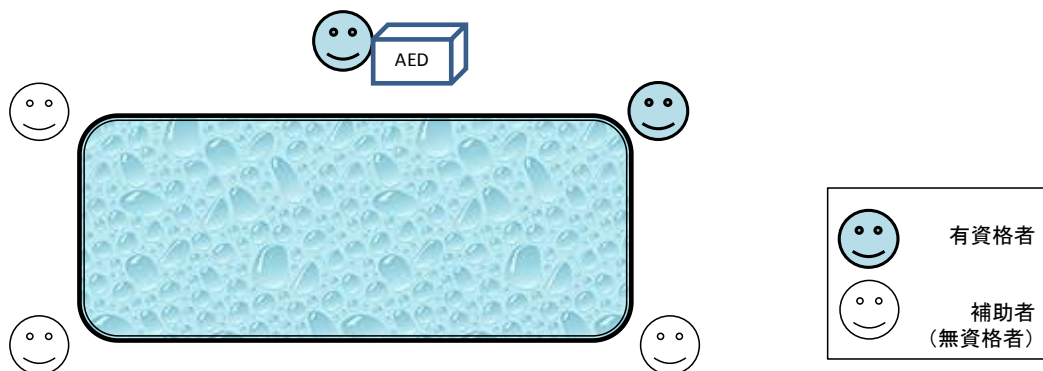
また、水泳中にも熱中症の発症は考えられます、休憩時間はしっかりととり、水分補給も必要に応じて行うように指導してください。

5. 運営における注意事項

- (1) 開放日誌を必ず記入すること。
- (2) 自由水泳の入水時間は長くても30分以内とし、全員をプールから上がらせ異常がないかを確認し、休息をとらせること。
- (3) 雷が発生したときやその恐れがある場合には、すぐに中止すること。
- (4) 光化学スモッグ警報が発令された場合は、すぐに中止すること。
- (5) プールサイドが高温になるので、水撒き等を行い、足裏の火傷に注意すること。
- (6) 事故発生時の連絡体制等を確立させておくこと。
- (7) 防犯対策についても、留意すること。（P10 参照）

6. 遊泳監視体制

- (1) 2名の有資格者等（公認資格及び消防局開催の講習修了者等）監視員を常時、配置する。
- 有資格者等（公認資格及び消防局開催の講習修了者等）とは、警察庁・兵庫県警から示された資格とする。
 - 有資格者等とは以下の公認資格有資格者及び講習等修了者を指す。
※①～⑥：警察庁例示。⑦～⑨：兵庫県警確認。
- ① 特定非営利活動法人 日本プール安全管理振興協会「プール安全管理者（管理主任者・管理責任者）」資格
 - ② 公益財団法人日本体育施設協会「水泳指導管理士資格」
 - ③ 特定非営利活動法人 日本プール安全管理振興協会「プール安全管理基礎検定」修了者
 - ④ 公益社団法人 日本プールアメニティ協会「プール管理責任者講習会」修了者
 - ⑤ 日本赤十字社「水上安全法救助員講習」修了者
 - ⑥ 特定非営利活動法人 日本ライフセービング協会「ライフセーバー」資格
 - ⑦ 西宮市消防局実施「普通救命講習」修了者
 - ⑧ 西宮市消防局実施「救命入門コース」参加者
 - ⑨ 西宮市消防局「応急手当普及員（救命指導員）」
- (2) 有資格者等監視員2名に補助者を含めた、常時最低5名以上による監視とする。
- (3) 遊泳監視にあたって、AEDを必ずプールサイドに用意し、有資格者等監視員のうち1名は、AED付近で遊泳監視業務に従事する。
- (4) 施設の規模、プール槽の形状等により必要に応じて、プール全体が容易に見渡せる位置に必要な人数を配置する。



7. 遊泳監視業務について

(1) 安全、事故防止について

監視の役割	怪我や事故を未然に防止する、または万が一事故や怪我が発生した場合に適切な対応をすることが役割
危険予測	事故や怪我が起こる前に危険を予測（察知）することです。
監視業務心得	安全、事故防止を常に心がけ、危険予測を行いながら監視をすること。

(2) 監視上の注意事項A

監視には、集中力が必要です。一瞬の気のゆるみが重大事故を招きます。

遊泳者の人数に関係なく、気を抜かず監視すること。

- ① 監視中は、危険なことはないか、怪我している人はいないか、溺れそうな人はいないか、迷子はいないか等、疑いながら監視をする。
- ② 危険な場所、溺れやすい場所を把握し監視する。
- ③ 危険が予測されることがあれば、適正な監視位置に移動し、必要であれば声を掛ける。
- ④ プールの中、プールサイド、足元含め、常に周囲の状況を把握する。
- ⑤ 緊急時、または何か異変があった場合は、他のスタッフに連絡する。
- ⑥ 緊急時以外は、持ち場を離れてはいけません。
- ⑦ 移動中、清掃中であっても、絶えずプールを気にし、目を離さない。（※プールに背を向けない。）
- ⑧ 怪我や事故が発生した場合、適切な対応、処置を行う。

(3) 監視上の注意事項B

季節や時間により、太陽の反射でプール内が見えにくくなる場合は、見える位置に移動する。

- ① 持ち場を離れる場合は、必ず他のスタッフに声をかける。
- ② 少人数で監視する場合は、全体が見やすい場所に移動し監視する。
- ③ 水深差がある付近に背が低い子供がいる場合は、保護者に注意を促す。
- ④ 小さな子どものひとり歩き（迷子）を発見した場合は保護する。
- ⑤ 気分が悪そうな人がいれば声を掛けに行く。
- ⑥ マナー、ルール違反に該当する人がいれば注意を促す。

(4) 監視について

プールで遊泳者を監視するにあたり、どのような状況で溺れるのかを理解しておく必要があります。

特に子どもは保護者が少し目を離した隙に溺れたりします。

子どもの溺水は保護者から 25m以内で起こることが多いと言われています。

(5) 溺れる状況、溺れやすい状況（場所）

① 足がつかない・・・段差（水深差）等

補助具（浮き輪やヘルパー、アームヘルパー）を使っている場合、ふとしたはずみで補助具が外れてしまい、足がつかずに溺れたり、足入れフロート等では、ひっくり返ってしまうと戻れなくなり溺れてしまうことがあります。

※補助具を付けているからと言って安心はできません。

② 身体に異変がおこる・・・

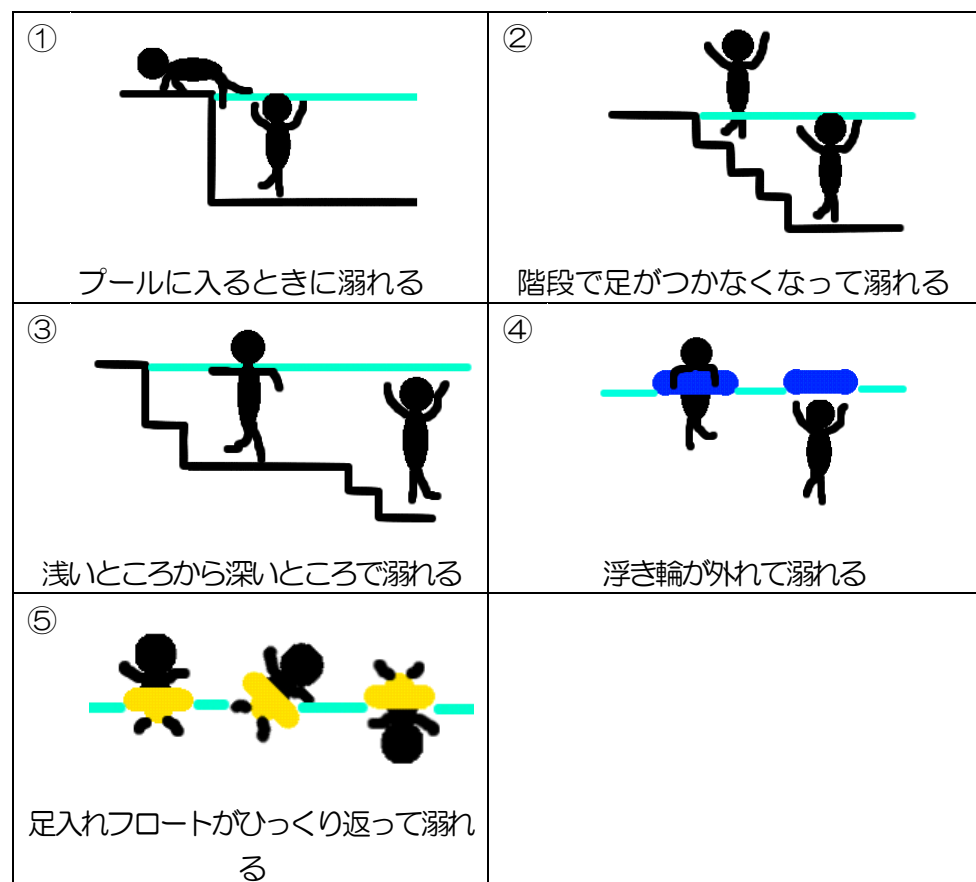
足がつる等の身体の異変により、子供だけでなく、大人や泳げる方も溺れることがあります。

持病の発生により、意識が無くなり溺れることもあります。

上記以外にも、ふとした変化で慌ててしまい、パニックになって溺れたり、飲酒により溺れてしまったり、危険な遊びをしていて溺れたり様々です。

ただ共通して、溺れる方は「助けて～」と叫ばずに静かに溺れている場合が多いです。

ちょっとした変化を見逃さないようにしっかり監視しましょう。



(6) 溺水者（溺れている方）を発見したら・・・

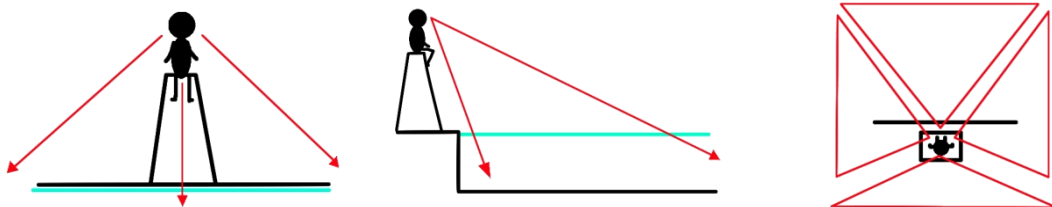
補助具等がある場合は補助具を投げ入れ、つかまらせたうえで、引き上げます。

補助具なければ、直接引き上げますが、正面から助けに向かうと、しがみつかれて救助者自身が動けなくなる場合があるので、後ろからの救助が望ましい方法です。

なお、意識の無い場合は心肺蘇生を実施します。意識がある場合は一度プールから上がらせ、落ち着かせます。

(7) 監視の方法

高い監視台に上ると遠くの方は見やすいですが、遠くだけでなく足元や左右も監視しなければなりません。また水面だけでなく、すでに溺れている場合もあるので水中の状況も監視する必要があります。



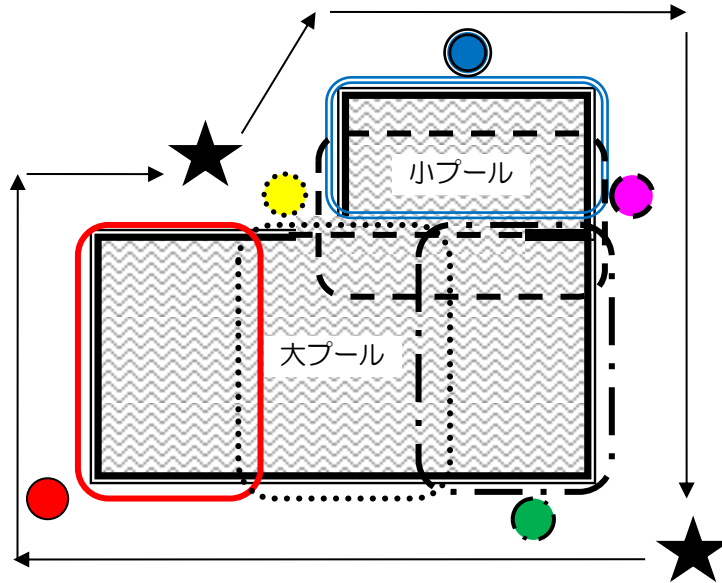
- ① 同じ場所を長時間見ていてはいけません。常に視線を動かし監視をします。
- ② プールの中で溺れるだけでなく、プールサイドでも事故や怪我等の異変は起こるので、自分の周囲は全て監視しなければなりません。
- ③ 異変が起こりそうな状況が予測できたら、すぐに動けるよう監視台から降りてください。
- ④ 異変があったらすぐに監視台から降りて当事者を救助や保護してください。

8. 監視員の配置について

これらは最低人数での配置設定であり、プールの形状や入水人数等によっては監視人数を増やして配置する必要があります。

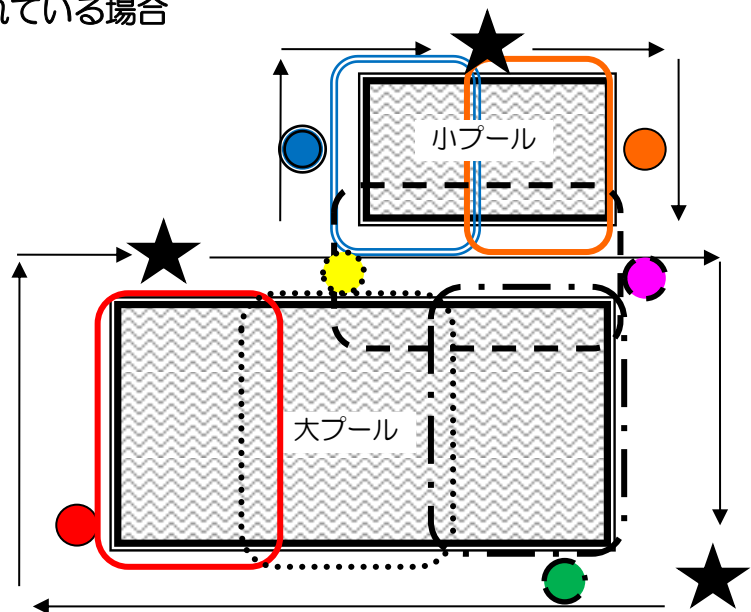
大プールと小プールが同一槽の場合

- 固定監視員
- ★ 巡回監視員



大プールと小プールが離れている場合

- 固定監視員
- ★ 巡回監視員



- ① 監視場所より監視範囲を決め、範囲内は責任をもって監視する。
- ② 監視範囲は、死角がなく重複するようにする。

9. 保険等の加入について

(1) 傷害保険

入水者および監視者について、以下の傷害保険に加入しています。

保険の目的	ケガの補償
死亡保険金	300万円
後遺障害保険金	状態に応じて死亡保険金の4～100%の金額 (最大300万円)
入院保険金	日額4,000円 (限度日数180日以内)
手術保険金	あり(手術内容に応じて入院保険金は支払われる)
通院保険金	日額2,000円 (限度日数延べ90日限度)

※ 往復途上の補償は附帯していません。

※ 熱中症・食中毒などの疾病は補償対象ではありません。

(2) 施設所有(管理)者賠償責任保険

施設瑕疵や施設所有(管理)者の責任が問われた場合に備えて、以下の施設賠償責任保険に加入しています。

保険の目的	施設所有(管理)者による賠償
身体障害・ 財物損壊共通	1事故につき5億円

(3) 保険請求について

保険請求が必要と思われる事案が発生した場合は、以下を地域スポーツ課までご連絡ください。児童または保護者へは後日、市役所から電話がある旨を伝えてください。

【連絡事項】受傷した児童の「受傷状況」、「氏名(漢字・ふりがな)」、「学年」、「住所」、「生年月日」、「保護者の連絡先(携帯電話等)」

保険請求に必要な手続きについては、保険会社または保険代理店より被補償者へ連絡があります。

10. 紫外線対策について

近年、水泳時における紫外線対策が注目されており、学校水泳においても紫外線対策水着（ラッシュ・ガード）を着用して授業を受けている児童もいます。

当プール開放事業においても、当該児童のみならず、保護者や一般の人も紫外線対策を希望される方が増えてきておりますので、原則として次のように取り決めます。

- (1) 紫外線対策用水着の着用は許可する。※ただし、水着用に限る。
- (2) 入水時に T シャツ等の水着以外の着用は一切認めない。
- (3) サンオイルの使用は認めない。

ただし、各小学校によって体育の授業での扱いに違いもあるので、実施前に小学校と協議し、学校における児童水泳に準ずる取扱いをしていただきますようお願いいたします。

11. AEDの使用について

平成 26 年 4 月 1 日から各地区のスポーツクラブ 21 に、学校体育施設開放事業用の AED（自動体外式除細動器）が配備されています。プール開放事業における緊急事態の発生に備え、事業実施中はプールサイドへ移動させてください。

また、H25 年度以前は、学校備品の AED を使用していましたが、H26 年度以降は、学校の AED は使用しないでください。

- ① 開放終了時は、持ち出した AED はクラブハウス内の元の設置場所へ毎回、返却する。
- ② プール開放事業中は、プールサイドに移動させることを、
予め関係者へ周知しておく。
- ③ 移動させた場合は、移動先を示す表示（右図参照）を掲示するのが望ましい。
- ④ AED は医療機器であるため、水や直射日光の当たらない場所で保管する。
- ⑤ 救急処置が必要な事態が発生した場合、AED を使用すると同時に 119 番通報する。
- ⑥ 要救助者の体が濡れている場合は、体をバスタオル等で十分に拭いてから使用する。また、感電の危険があるため、地面が乾いている場所に移動して使用する。

【表示例】

現在、AEDは、
プールサイドに
移動しています。

12. プールにおける感染防止について

プール熱の正式名称は「咽頭(いんとう)結膜熱(けつまくねつ)」と言い、アデノウイルスによる伝染病です。発症すると、39 度前後の高熱と喉の痛み、結膜炎などの症状がでます。熱は 3～4 日で下がり、喉の痛みや結膜炎は 1 週間ほどで治ることが多いようで、幼稚園児から小学生がかかりやすく、母親や高齢者に感染することもあります。

感染は、プールの水道の蛇口やタオルに付着しているウイルスが、口や目から体内に入り発症するケースが多く、しかも集団発生することが多いのが特徴です。

予防策としては、「タオルは自分だけの物を使い、他の人と共有しない」、「プールに入る前は、シャワーで体をよく洗う」、「プールから出たときも、シャワーで体をよく洗う」

ことです。なお、シャワーの際は、水泳キャップを脱帽するよう指導してください。

13. 防犯対策について

プール開放事業の運営にあたり、以下を参考に防犯体制の構築をお願いします。

(1) 管理体制

- ・複数のスタッフにより監視を行う。
- ・複数の場所で監視を行う。

(監視場所と監視内容・例)

監視場所	監視内容
1 校門	児童・保護者以外の不審者の立入を禁止する。
2 受付	入水者およびプールサイドへの入場者を管理する。
3 プールサイド	監視者、入水者等以外の者がプールサイドにいないか監視する。

(2) 受付等の方法

① 受付方法

- ・名簿により名前や人数を必ず確認する。
- ・スポーツクラブ 21 や PTA 等の 2 名以上で行う。

(役割分担の例) SC21 → 保護者の受付を行う。

 PTA → 子どもの受付を行う。

② プール開放事業スタッフの服装

スタッフは、保護者等と違いの分かる服装や、スタッフ用名札または腕章を付ける。

③ 更衣室の管理

更衣室の管理には、複数のスタッフを配置し、常時監視する。

更衣室とプールが離れている場合は、その移動途中で部外者との接触がないように留意する。また、利用者がいないときは施錠するか、利用者がいなくても監視を続けること。

④ 校門等出入口の監視

校門がプールから離れている場合等は、不審者の侵入に留意する。

(3) 過去の事例

① 受付のすり抜け

子どもの受付が混雑しているときに、子どもの後ろをすり抜けて、不審者がプールサイドに立ち入った。

- ⇒ 受付業務は複数のスタッフで担当する。
- ⇒ 大人も子どもも全員が受付を通るようにする。

② プール閉鎖後

プール閉鎖後に、不審者が子どもを倉庫裏に誘い出した。

- ⇒ プール開放終了後は、複数で早く帰宅するよう指導する。

14. 事業終了後の片付け・確認について

毎回、プール開放事業の終了時には、以下についてご確認をお願いします。

① 水道水が注水され続けているか。

プール開放事業終了後に、水道水が注水され続けたため、後日、高額な水道料金が請求された事例があります。必ず、止水されているか確認してください。

② プールの水槽から排水され続けているか。

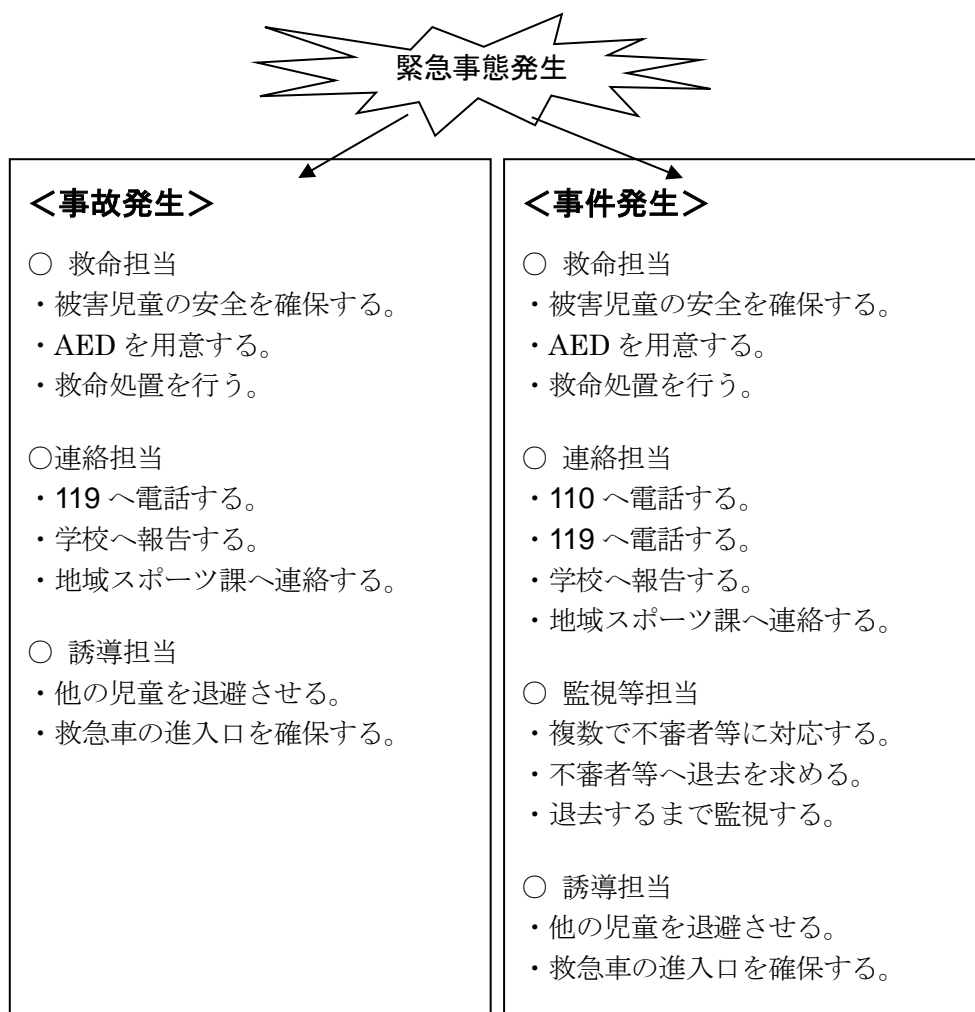
プール開放事業終了時に、誤って水槽の排水口の操作を「排水」にしてしまったため、プールの水が全て排水されてしまった事例があります。（プールは防火用水としての機能が備えられていますので、絶対に排水しないでください。）

③ プールの入り口が確実に施錠されているか。

プールサイド、トイレ、更衣室などプールから児童が退場したことを確認し、施錠したことを確認してください。学校からの指摘され、施錠を忘れていた、と推定される事例があります。

15. 緊急事態発生時の対応手順の確立

各地区で緊急事態発生時の対応（以下、対応例）に関して、手順を確認する。



・事件・事故ともに、複数のスタッフで対応する。

16. 緊急時の連絡先

プール開放事業で事故・事件等が発生した場合は、下記へ連絡する。

(1) 緊急連絡先

- ① 事故発生時（救助が必要な場合） 119 西宮市消防局
- ② 事件発生時 110 兵庫県警察本部

(2) 地域スポーツ課への連絡

平日と休日で、また休日も実施日によって連絡先が異なるので注意すること。

- ① 平日 事務室 : 0798-35-3567
- ② 休日 公用携帯 : 090-3167-4202

以上

【参考資料】

「プールの安全標準指針」 文部科学省／国土交通省 平成 19 年 3 月

(参考資料)

17. 健康医療相談

(1) 受診が必要か迷ったら

健康医療相談ハローにしのみや 電話：0120-86-2438 (通話料・相談料無料)

相談時間：24時間・年中無休

公衆電話や一部のIP電話からは利用できない。発信者番号の非通知設定は解除必要。

「健康医療相談ハローにしのみや」は、西宮市民であれば、誰でも利用可能。

「気になる症状や病気のことについての悩み」、「応急手当はどうすれば良いか」など、相談内容に応じて、看護師・医師などが分かりやすくアドバイスするサービス。

通話料無料 ハロー にしのみや
0120 86 2438

(2) こんなときは、迷わず「119番」へ

- 意識がないまたはもうろうとしている
- けいれん・ひきつけが治まらない
- 呼吸や脈が不規則または停止している
- 激しい頭痛・胸痛・腹痛がある
- 多量の出血がある
- 明らかに重症と思われる場合